

令和3年6月

乙訓環境衛生組合第2回議会

会 議 録

乙訓環境衛生組合議会

乙訓環境衛生組合議会令和3年第2回定例会会議録

目 次

○出席議員	1
○欠席議員	1
○事務局職員出席者	1
○説明のため出席した者	1
○議事日程	1
○開会	2
○日程 1	会議録署名議員の指名	2
○日程 2	会期の決定	2
○日程 3	管理者の諸報告	3
○日程 4	監査報告第3号 例月出納検査の結果報告について	4
○日程 5	第5号議案 乙訓環境衛生組合情報公開条例の一部改正 について	4
○日程 6	第6号議案 乙訓環境衛生組合個人情報保護条例の一部 改正について	8
○閉会	13

乙訓環境衛生組合議会令和3年第2回定例会

議事日程第2号

令和3年6月29日(火)

午前10時00分開議

○出席議員(8名)

向日市	佐藤新一 議員	太田秀明 議員
	小野哲 議員	
長岡京市	富田達也 議員	浜野利夫 議員
	富岡浩史 議員	
大山崎町	島一嘉 議員	井上治夫 議員

○欠席議員

岸孝雄 議員

○事務局職員出席者

書記 長谷川 徹 総務課 主査

○地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者(9名)

前川 光	管理者(大山崎町長)
中小路 健吾	副管理者(長岡京市長)
安田 守	副管理者(向日市長)
山田 勝吉	監査委員
河野 一武	事務局 長
皿谷 吉彦	会計 管理者
古賀 一徳	総務課 長
服部 潤	施設業務課 長
藪下 郁夫	政策推進課 長

○議事日程

日程 1	会議録署名議員の指名
日程 2	会期の決定
日程 3	管理者の諸報告
日程 4	監査報告第3号 例月出納検査の結果報告について
日程 5	第5号議案 乙訓環境衛生組合情報公開条例の一部改正につ

いて

日程 6 第 6 号 議 案 乙訓環境衛生組合個人情報保護条例の一部改正
について

○会議録署名議員

長岡京市 浜野利夫 議員
大山崎町 井上治夫 議員

～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．

開会 午前 10 時 00 分

○富岡浩史議長 皆さん、おはようございます。会議に入ります前に、ご報告申し上げます。

まず、席上に議案参考資料及び一般廃棄物処理基本計画等中間報告書が配付されておりますので、ご確認のほどよろしくお願ひいたします。

次に、岸 孝雄議員より本日欠席する旨の届け出がされましたので、ご報告いたします。

それでは、本会議に入ります。

ただいまの出席議員数は 8 名であります。地方自治法第 113 条の定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

ただいまから、乙訓環境衛生組合議会令和 3 年第 2 回定例会を開会いたします。

日程に入ります前に、この場をお借りして、本日の定例会における対応へのお願いがあります。

長時間、密閉空間に集まることによる新型コロナウイルスへの感染リスクに備える観点から、各議案への質疑内容はできる限り要点を絞って行っていただきたいと思っておりますので、皆様のご理解とご協力をよろしくお願ひいたします。

それでは、日程に入ります。

日程 1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 77 条の規定により、浜野利夫議員、井上治夫議員の両議員を指名いたします。

○

○富岡浩史議長 日程 2、「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。会期については、本日 1 日限りとすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認め、よって会期は本日 1 日限りと決定いたしました。

○

○富岡浩史議長 日程3、「管理者の諸報告」であります。

前川管理者。

○前川 光管理者 おはようございます。本日、乙訓環境衛生組合議会令和3年第2回定例会を招集させていただきましたところ、議員各位におかれましては、大変ご多忙の中をご参集賜りまして、誠にありがとうございます。

諸報告をさせていただく前に、本年4月1日付の人事異動によりまして管理職に異動がございましたので、ここでご紹介をさせていただきます。

政策推進課長の藪下郁夫でございます。

○藪下郁夫政策推進課長 藪下でございます。よろしくお願いいたします。

○前川 光管理者 どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、管理者諸報告を申し上げます。

初めに、新型コロナウイルス感染症にかかる本組合の対応状況についてであります、新型コロナウイルスは世界各地で変異株が確認されており、国内においても変異株による新規感染者数の増加により、去る令和3年4月23日に再び緊急事態宣言が発令されました。その後、対象地域が拡大され、措置期間は6月20日まで延長されました。沖縄県を除く9都道府県におきましては、6月20日をもって緊急事態宣言措置区域から除外されましたが、京都府を含む7都道府県につきましては、7月11日までを期間としてまん延防止等重点措置区域に追加されたところであります。

このような状況の下、例年、受け入れをいたしております、管内小学4年生の社会見学につきましては、昨年度に引き続き中止とされ、本組合の施設見学の受入れにつきましても、緊急事態宣言発令中におきましては中止とさせていただいたところであります。また、夏休みの期間を活用し、リサイクルプラザで開催しております「親子教室」につきましては、十分に感染防止対策を講じることができる教室の開催を予定しております。

新型コロナウイルス感染症に対する感染予防対策につきましては、変異株であっても三密の回避、マスクの着用、手洗い等が有効とされ推奨されているところであり、本組合におきましても、住民の皆さんの日々の安定的な生活や社会経済活動を確保するため、引き続き感染防止対策を徹底の上、安全・安定した廃棄物処理の継続に努めて参ります。

次に、令和2年度廃棄物搬入量等についてであります、まず令和2年度に本組合に搬入されました、ごみ搬入総量は4万294.02トンとなり、令和元年度と比較いたしますと398.55トン、率にして1.0%減少したところであります。また、焼却残灰につきましては、実質搬出量ベースで5,781.91トンを大阪湾フェニックス処分場へ搬出し委託処分を行ったところあります。また、令和2年度のし尿搬入総量は1,508.61キロリットルとなり、令和元年度と比較いたしますと277.93キロリットル、率にして15.6%減少したところあります。なお、京都府下水道終末処理施設でのし尿処理量では、希釈後ベースで1万6,444キロリットルを投入したところあります。令和2年度の廃棄物搬入及び処理量は、令和3年2月から指定ごみ

袋制度を導入されました長岡京市では、令和3年2月及び3月の2か月で、家庭から排出される可燃ごみが約274トン、率にして13%減少しており、その他、新型コロナウイルスの影響等による変動も見られるところであります。

今後、詳細な分析を行いまして、広くその内容の周知を図って参りたいと考えております。

次に、一般廃棄物処理基本計画等策定業務の進捗状況についてであります。ご承知のとおり、令和2年度及び令和3年度の2か年で策定することといたしております。「一般廃棄物処理基本計画及び一般廃棄物処理施設整備基本構想」につきましては、令和2年度はごみの発生量や分別状況等の現状把握を中心に取り組んだところであります。最終年度となる本年度におきましては、関係市町と協働し、引き続き策定に取り組んで参ります。

なお、令和2年度の内容につきましては、「一般廃棄物機処理基本計画等中間報告書」として取りまとめ、本日、席上に配付させていただいております。中間報告書の内容につきましては、定例会閉会后、事務局から説明をいたさせますのでよろしくお願いを申し上げます。

以上、管理者の諸報告とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○**富岡浩史議長** 以上で、管理者諸報告を終わります。

○

○**富岡浩史議長** 日程4、監査報告第3号「例月出納検査の結果報告について」であります。

監査委員の報告を求めます。

山田監査委員。

○**山田勝吉監査委員** おはようございます。それでは、例月出納検査結果報告をいたします。

地方自治法第235条の2第1項の規定に基づき、例月出納検査を実施いたしました。

検査の対象、時期及び結果等につきましては、お手元にお配りいたしました報告書のとおりであります。

以上、例月出納検査結果報告といたします。

○**富岡浩史議長** 以上で、例月出納検査の結果報告を終わります。

○

○**富岡浩史議長** 日程5、第5号議案「乙訓環境衛生組合情報公開条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

前川管理者。

○**前川 光管理者** それでは、日程5、第5号議案「乙訓環境衛生組合情報公開条例の一部改正について」、その提案理由のご説明を申し上げます。

今回の条例改正は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律との整合性を図り、情報公開制度をより適正に運営するための規定の整理を行うものであります。その主な改正内容は、現に行っている情報の取扱いについて、条例に明記するものであります。

1つ目として、公益上特に必要があると認めるときは、公開しない部分が含まれている情報であっても、公開することができること。

2つ目として、情報が存在するか否かを答えるだけで、保護されるべき情報を公開することとなるときは、情報の存否を明らかにしないで、公開請求を拒否することができること。

3つ目として、公開請求された情報に第三者に関する情報が含まれる場合、第三者に公開、非公開についての意見書の提出の機会を与えること。

4つ目として、第三者から審査請求を棄却する場合等における手続を規定するものであります。

また、請求書の補正及び請求から公開、非公開の決定までの期間関係の規定を整備し、その他所要の改正を行うものであります。

なお、本条例の施行期日につきましては、公布の日から施行するものであります。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○**富岡浩史議長** ただいま提案理由の説明がありました。本件について質疑を行います。ご質疑ございませんか。

太田議員。

○**太田秀明議員** 構成団体は、今回の改正についてはとくにやられているということ、私は向日市しか見てないので分かりませんが、乙環が、今回改正に至った経緯、どうしてももっと早くやられなかったのかということを含めて、ご回答いただきたいと思ひます。

○**富岡浩史議長** 藪下政策推進課長。

○**藪下郁夫政策推進課長** 今回の改正につきましては、法律は制定当初、平成11年度から規定されておりましたが、本組合におきましても条例7条の2につきましては、現行の条例第6条の1項第1号のウ及び第2号のウで一定規定をしておりました。また、改正案の条例第7条の3や条例第9条の2につきましても、乙訓環境衛生組合情報公開事務取扱要綱に必要事項として一定定めておりました。したがいまして、今回の一部改正は法の条文で規定されている部分については、事務取扱要綱ではなく条例に明記することで整合性を図るものとなります。法との整合性のずれは、条例制定した平成15年から生じており、適切な時期に改正されることが望ましいと思ひますが、それが今回、今になったということでございます。

以上です。

○**富岡浩史議長** 太田議員。

○太田秀明議員 ありがとうございます。個人情報保護条例は、改正されている部分があるということで、もう既に全部じゃないですよ。個人情報保護の一部はもう既に改正されている。例えばここから、これは改正されてないというのはどういうことなのか、ご説明いただきたいと思います。

○富岡浩史議長 藪下政策推進課長。

○藪下郁夫政策推進課長 改正の方については、確かにずれはあったわけですが、実際の運用といたしましては法に基づいてできるようなことが整備されておりましたので、直ちに改正しなくてもよいという考えで今まで来たと思いますが、一定やはり法との整合性はいずれ図るべきということで、今回、改正に至ったということでございます。

○富岡浩史議長 太田議員。

○太田秀明議員 似たような内容で改正されているわけですが、それってやはり同時にやるべきではないかなと、その辺の事情はちょっと今の説明にはないですけど、規定でそれは補完されているので大丈夫だという気持ちは分かりますけども、条例ですから大本をやっぱり改正すべきではないかなということと同時に、その上位の法令が改正されて、これは改正しなければならない法律ってあるんですか。あるいは、いわゆる地方自治体が改正したいという気持ちがあれば改正できるんですけども、上位の法令が改正されて、どうしても改正しなければならない項目ってあるんですか。あるいは、その義務なのか、その辺がよく分からないので教えてください。

○富岡浩史議長 藪下政策推進課長。

○藪下郁夫政策推進課長 法との関係におきましては、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第25条でございますが、そこにちょっと読ませていただきますが、「地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、その保有する情報の公開に関し必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならない。」という、努力義務が規定されておりますので、これに基づき組合も条例を制定しているところでございます。

以上です。

○富岡浩史議長 太田議員。

○太田秀明議員 努力義務でということであれば、これは別に改正は慌てる必要はないということになりますよね。それで、今回、これに至ったということで理解はできるんですけども、その条例の内容について非常に分かりにくい。なかなか読んでも理解できない。特に、情報存否の応答拒否って、この文章って非常にややこしく書いてありますよね。いわゆる法令の文章はもっと分かりやすいんですけども、これ何でこれだけ分かりにくいように書いてあるんですか。そして、これに該当する状況というのは、なかなかこれを読んだだけではちょっと理解しにくいんですけども。そして、この例については解説書の中に書いてありますが、そのことが本組合にとってどのようなことに該当するのかということも含めて、分かればご回答いただければありがたいです。

○富岡浩史議長 藪下政策推進課長。

○藪下郁夫政策推進課長 改正にあたりましては、関係市町の条例等を参考に改正をいたしております。具体的な事例につきましては、今まで事案等がございませんので、なかなかこの場で申し上げることが難しいと考えております。

以上です。

○富岡浩史議長 太田議員。

○太田秀明議員 これは行政側から見て、この条項によって拒否できるという内容ですけども、その該当することがなかなか考えにくいという。これ見ても皆さん、これを見て、こうですと言える人がいたら素晴らしいと思うのですが。なかなかこれ読んだだけでは何回読んでも分かりません。こういう条例って、もっと理解してから分かりやすく記載した方が良いのではないかなというふうに私は思うんですけど。今、質問してもなかなか答えが出ないという、そういう条例って多いですね。この本組合にはなかなか該当しないという。この条例のみならず、いろんなことでそういう傾向が多いですけども。ただ、我々が読んで非常に分かりにくい文章って、これ難解な文章に当たるんですよ。ところが、上位の法令は分かりやすく書いてある。もっと簡単に。なぜ、そういうふうには書かないのかなということだけで疑問に思うので、内容は一緒なんですけども、これからの条例って変に分かりにくくするのではなくて、参考資料があれば簡単な部分を取り入れていくというのが大切ではないかなと思いますので、回答は結構ですので、今後そのようにしていただきたいというふうに思います。

○富岡浩史議長 要望です。よろしいですか。

他にございませんか。

佐藤議員。

○佐藤新一議員 今、太田議員の質問で回答があったのですが、議案説明を受けたときに、法律の改正とここに書かれている平成11年とあって、以後13回あったんだと説明を聞いてまして、最近、平成28年に長岡京市が条例改正というのがあったとあって、それに合わせるといったら語弊になるんですけど、先ほどの説明を受けたら市町の条例を参考にして改正する、こう説明をされてましたね。だから、太田議員が分かりにくいというのが、例えば長岡京市でどういうことがきっかけとして条例改正をしたのかというのが何か分かりやすい1例でもあったら教えていただきたいなと思います。

○富岡浩史議長 藪下政策推進課長。

○藪下郁夫政策推進課長 長岡京市の改正時期につきましては、平成28年度ではなくて今回令和3年第1回定例会で一部改正がされております。長岡京市の改正された根拠につきましては、そこまでちょっと把握できてないというのが実情でございます。

以上です。

○富岡浩史議長 よろしいですか。

他にございませんか。よろしいですか。

それでは、質疑も尽きたようですので、質疑を終わり討論に入ります。

まず、反対討論を求めます。

(「なし」の声あり)

次に、賛成討論を求めます。

(「なし」の声あり)

討論もないようですので、討論を終わり採決いたします。

第5号議案について、原案どおり可決することに賛成の議員は挙手を願います。

(賛成者挙手)

全員賛成。よって、第5号議案、乙訓環境衛生組合情報公開条例の一部改正については、原案どおり可決されました。

○

○**富岡浩史議長** 日程6、第6号議案「乙訓環境衛生組合個人情報保護条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

前川管理者。

○**前川 光管理者** それでは日程6、第6号議案「乙訓環境衛生組合個人情報保護条例の一部改正について」その提案理由のご説明を申し上げます。

今回の条例改正は、先ほど情報公開条例の改正と同様、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律との整合性を図り、個人情報保護制度をより適正に運営するための規定の整理を行うものであります。その主な改正内容は、現に行っている個人情報の取扱いについて、条例に明記するものであります。

まず1つ目として、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、不開示情報が含まれている個人情報であっても、開示することができること。

2つ目として、開示請求された個人情報に第三者に関する情報が含まれている場合、第三者に開示、不開示についての意見書の提出の機会を与えること。

3つ目として、第三者から審査請求を棄却する場合等における手続を規定するものであります。

また、請求書の補正及び請求から開示、不開示の決定までの期間関係の規定を整備し、その他所要の改正を行うものであります。

なお、本条例の施行期日につきましては、公布の日から施行するものであります。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○**富岡浩史議長** ただいま提案理由の説明がありました。本件について質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

太田議員。

○**太田秀明議員** 第2条9項の改正案と現行と読み比べているのですけれども、どこに違いがあるか。

○富岡浩史議長 藪下政策推進課長。

○藪下郁夫政策推進課長 法律の名称に誤りがありまして、手続きの「き」を削除したものでございます。

○太田秀明議員 「き」の削除ですか。分かりました。

○富岡浩史議長 よろしいですか。

他にございませんか。

それでは、質疑も尽きたようですので、質疑を終わり討論に入ります。

まず、反対討論を求めます。

(「なし」の声あり)

次に、賛成討論を求めます。

(「なし」の声あり)

討論もないようですので、討論を終わり採決いたします。

第6号議案について、原案どおり可決することに賛成の議員は挙手を願います。

(賛成者挙手)

全員賛成。よって、第6号議案、乙訓環境衛生組合個人情報保護条例の一部改正については、原案どおり可決されました。

以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。この際でありますので、何か他にございませんか。

井上議員。

○井上治夫議員 昨年の6月の、令和2年のこの議会のとくに、資料で去年コロナが始まったときやったのでごみがどう減ったかというのが、3月、4月、5月について令和元年と令和2年と比べるのがあったんですね。そういう意味で、今年で言うと長岡京市が2月から指定ごみ袋をされて、ごみが減ったことはさっき聞いたのですけれども、それがプラごみの方に行っているのか、そういう経過について、多分決算では令和2年度だけなので3月末にしか出てこないんですけど、もうちょっと長くというか2、3、4とか、こういう資料を出してもらう予定があるかどうかお聞かせください。いつの時点でも良いのですけど。

○富岡浩史議長 服部施設業務課長。

○服部 潤施設業務課長 資料については、またご提出の方させていただきます。今日、すぐ言うてできるかちょっと分かりませんが、すぐまとまりますので、また提出させていただきます。

○富岡浩史議長 井上議員。

○井上治夫議員 よろしく願います。それと関わって、いわゆる可燃ごみというのが減ることがどういう影響をこの乙環自体に与えてくれるのか、例えば燃やす燃料費が減るとか、逆にプラごみが処理にお金がかかるとか、逆にプラごみになることで処理費用全体が減るとか、そういう一般市民が関心を持っていることにごみ減量しようというの

やったら、それを理解できるような形で私たちにも教えてほしいと思うので、そういう資料なり学習の機会なりを是非持ってほしいことを要望しておきますので、よろしくお願い致します。

○富岡浩史議長 要望です。お願いします。

他にございませんか。

佐藤議員。

○佐藤新一議員 教えてほしいという思いでお聞きしたいのですけれども、焼却炉で電力を発電をする炉が一つありますね。その関係で、私はちょっと勉強不足であれなんですけれども、電力の容量市場というのが2020年から始まったというように聞いているんです。中身的に十分な理解はできてないのですが、再生エネルギーで供給をずっとしてきているんだけど、その容量市場というものができたことによって、今までに再生エネルギーで発電した電気を買っていた人たちが、すごく不利益になっているというのを聞いているのです。そういうような形があって、乙環でやっている電力はしれているからあれなんやけど、そういう影響を受けているのかどうかというのが一つ。今すぐでなくても、次の機会でも教えていただけたらありがたいなというのが一つあります。

もう1点、これも来年度から始まるということで新聞記事を見ていたのですけれども、プラごみが一括回収になると、努力義務みたいな形にはなってくるのですが、これは乙環にどんな影響が出るのかというのをちょっと聞きたいのが、もしそうなったときに、今プラごみで資源再生のプラスチックを集めているのと、バケツ等々は燃やすやつと一緒にしているのですが、それを一括回収にするとこういうような新聞記事になっているんやけどね、そういうふうになったときに何か乙環で今までやっている作業、今までやったらできるだけその他プラで再生にしやすいということなんやけど、今まではバケツ等々してなかったのも混ぜることによってどんな影響が出てくるのかな、ちょっとその辺なんかも今分かる範囲で結構ですし、分からなかったらまた後日でも結構ですし、ちょっと教えていただきたいなというように思います。

以上です。

○富岡浩史議長 服部施設業務課長。

○服部 潤施設業務課長 最初の方の質問ですけど、余剰を売却して他に影響が出ているかというご質問ですかね。全体で。そちらにつきましては、今いろいろな新電力等が参入してきておられますので、今電気が確かに余剰、余る傾向にある月とかも確かにあるんですね。そういうときに、今新しく全国的にネットワークを組んで、まず一定の電力を確保して順番に配送していかうかという市場、そういうのが今あります。そこら辺も、ちょっとうちの方も検討させてもらって、そこに今参入するかしないか検討中なんですけれども、確かに発電の需要、電力の需給が少ないときには確かに電力は余りぎみになっているということがございます。ただ、逆に夏場とか冬場とか電力量が多いときにはもちろん逼迫している状況もございますので、全体的に見て、トータル的に見てなかな

か大きな外枠のバランスはなかなか組合の方では分からないんですけども、という今状況なんです。ちょっと答えになっているかどうか分かりませんが、確かに発電電力がたくさん全国的に余剰ぎみですよというときに、抑えてくださいというような要請はこれから来ようかというふうには思っております。

次のプラスチックのごみなんですけれども、井上議員が先ほどおっしゃいました可燃ごみが減る、プラスチックごみが増える、両てんびんにかけてどうなのかということなんです。焼却炉では、プラごみが増えるということは、焼却炉が高カロリー化になってきますので熱はたくさん出ますけれども、焼却炉が傷むということもございます。一気に燃えてしまうので、安定した燃焼ができないということもございます。可燃ごみが減るということはプラごみが増えるということでちょっと影響が、発電するには良いかもしれませんが、焼却炉にはあまり良い影響を与えないかなというふうに思います。逆に、今度可燃ごみが増え過ぎますと、水分系統が多いごみでもございますのでなかなか燃焼しにくいということで、カロリーが低いものですから今度は逆に発電ができないということで、炉の温度が下がるということで安定的なこれも燃焼ができないということで、どっちが良いかというのはなかなか一概には言えないんですけども、ほぼほぼどちらも適量にある方が焼却炉としたら効率よく運転できるかなというふうに思っております。

以上です。

○富岡浩史議長 佐藤議員。

○佐藤新一議員 ちょっと気になるのが、今言われたように、発電しようと思ったら火力を上げた方が良く、上げ過ぎたら炉が傷む。それだけではなくて、僕が問題にしたいのが、地球の温暖化のときにプラスチックごみを燃やしたら一番CO₂がたくさん出ると言われているから、その天秤になるねんけども、ちょっとそこが気になっているので乙環としては電力をするためにそっちが良いと、こういうことにもなるんだろうと思うんですけど、そういう部分があるので、これは乙環だけの話じゃないですけど担当の市でもちょっと議論したいなと思っている内容ではあるんですけど、法が変わってきているということなので前もって聞いておきたいなというふうに思ったのです。

以上です。

○富岡浩史議長 よろしいですか。

井上議員。

○井上治夫議員 今のことに関連して、プラごみが最終どこでどう処理されるかというのを、今海洋にいっぱいプラが行っているという問題が出ているので、それも含めて住民さんが分かりやすいようにまた教えてください。よろしくをお願いします。要望でいいです。

○富岡浩史議長 要望です。

他にございませんか。

質疑も尽きたようですので、その他の項を閉じます。

それでは、ここで少しお時間をいただきたいと思います。

向日市議会選出議員につきましては、8月2日をもって任期満了となりますことから、この議会が最後の組合議会となりますので、各議員の皆様方よりご挨拶をいただきたいと思います。

まず、小野副議長。

○小野 哲副議長 おはようございます。2年間お世話になりました。12年前1期目で初めて当選させていただいたときに来て以来の乙環議員として、あっという間に2年間たってしまったんだなというのが実感でございます。

向日市でも、指定ごみ袋の利用が今後始まっていく中で、この地域での、この圏域での一般市民の方の廃棄物行政に対する意識もまたより一層高まってくると思います。このごみ処理の、この圏域では最終処分を行っていただいている乙訓環境衛生組合の非常に重要な役目を今後とも果たしていただかなければなりませんし、また市町と連携を取りながらしっかり取り組んでいただきたいと思います。

本組合のますますのご発展を祈念申し上げまして、退任のご挨拶とさせていただきます。どうもお世話になりました。ありがとうございました。

○富岡浩史議長 次に、佐藤議員。

○佐藤新一議員 大変お世話になりました。新米議員で何もかも分からなくて、一つ一つが新鮮に感じられるというようなことになりましたし、本当にこの2年間を生かして自治体の向日市でも何か役に立てるように頑張っていきたいなということで、改選があるんですけども、選ばれたらまた希望としては、またここに来たいなという思いがありますので、その節にはよろしく願いいたします。ありがとうございました。

○富岡浩史議長 最後に、太田議員。

○太田秀明議員 いろいろとありがとうございました。最後ということで、この期に及んでお話しすることはほとんどないんですけど、ただ私は人生で一番難儀なのはストレスを抱えることなんです。ストレスを抱えると、いろんなことに影響する。家庭でも職場でもどこでもそうですけど、できるだけストレスのない毎日を過ごしたい。それには、それぞれがお互いに努力することが必要なんです。大きい企業、小さい企業、それぞれいろんなストレスがある。乙環におきましても、いわゆる、構成団体とは違うストレスを抱えてられると思うので、二市一町に対していろんな折衝をせないかん、独自だけではなかなか完結できないということもありますけどもね、是非その辺のストレスをどうしても生じるんですが、自らストレスを持たないような形で改革をしていく、改善をしていく。構成団体のつながりも改善をしていく。また乙環の中でも、お互いの人事関係、人の関係を改善していく努力を是非していただきたいなど。それによって、毎日楽しい仕事ができるということにつながってくるし、ひいては乙環が改善されれば素晴らしいことだと思いますし、最終的には市民の福祉の向上につながっていくということで、是非、自分自身を楽しくしていただきたい。そのことがいろんなことに好影響しますので、

是非そのことをお願いして変な挨拶になりましたけども、いろいろとありがとうございました。

○富岡浩史議長 ありがとうございました。

向日市議会選出議員の皆様におかれましては、大変２年間お世話になりありがとうございました。

これをもちまして、乙訓環境衛生組合議会令和３年第２回定例会を閉会いたします。

閉会 午前１０時３６分

～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

乙訓環境衛生組合議会議長 富岡浩史

乙訓環境衛生組合議会議員 浜野利夫

乙訓環境衛生組合議会議員 井上治夫